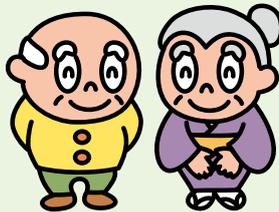


農業者年金「現況届」

提出をお忘れなく

受付期間は6月30日(木)まで

現況届は、農業者年金を受給するために必要な毎年の手続きです。農業者年金基金から年金受給者あてに



送付された現況届に、必要事項を記入して提出してください。(ただし、平成22年7月1日以降の裁定者および支給停止解除者については、今回の現況届は必要ありません)

提出先

農業委員会事務局(市役所内)

赤羽根市民センター

渥美支所市民生活課

現況届を提出しないと

提出されるまでの間、農業者年金の支給が一時停止されますのでご注意ください。

受給者が亡くなった場合

死亡届の提出が必要です。死亡届を提出していないご遺族の方は、至急農業委員会事務局までご連絡ください。

耕作放棄地の再生を支援

国から補助金が交付されます

耕作放棄地再生利用交付金

荒廃してしまった耕作放棄地を再生・利用するための取り組みには、国の支援制度があります。

対象となる取り組み

- ・再生作業…障害物除去(老朽化したハウスなどを含む)、深耕、整地など
- ・土壌改良…肥料・有機質資材の投入、緑肥作物の栽培など
- ・営農定着…作物の作付け(水田は除く)
- ・施設整備…再生農地に限る

※ただし、自己所有地は対象外

面積当たりの定額または事業費の2分の1以内

※ハウスの建設などには上限額(400万円)あり

補助の概要

補助交付額

面積当たりの定額または事業費の2分の1以内

※ハウスの建設などには上限額(400万円)あり

再生利用活動

貸借などにより耕作放棄地を再生・利用する取り組み

①再生作業+土壌改良

- ・10アール当たり5万円
- ・10アール当たり5万円
- ・荒廃の程度が大きく、重機など

を用いて行う再生作業は、事業費の2分の1以内

②土壌改良

- ・10アール当たり2万5000円(2年目のみ)

③営農定着

- ・10アール当たり2万5000円

施設等補完整備

施設などの整備(再生農地に限る)

・事業費の2分の1以内

詳しくはお問い合わせください

▼営農支援センター

(赤羽根市民センター内)

☎45局3114

平成22年度

農業委員会審査件数

農地法にかかわる手続きなど

農地法3条関係

農地などについて、権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	115	16万4117㎡
売買	72	7万6027㎡
交換	16	2万2806㎡
贈与	14	1万3376㎡
賃貸借	7	1万8110㎡
使用貸借	6	3万3798㎡

農地法4条関係

自己所有の農地を農地以外の用途にする場合の手続き

種別	件数	面積
計	15	5549㎡
許可	10	2553㎡
届出	5	2996㎡

農地法5条関係

農地などを農地以外の用途にするための権利の設定または所有権を移転する場合の手続き

種別	件数	面積
計	89	17万8753㎡
許可	46	16万4209㎡
届出	43	1万4544㎡

農業経営基盤強化促進法

種別	件数	面積
計	435	100万2466㎡
貸借	318	82万3759㎡
売買	117	17万8707㎡

